

令和4年度NHK歳末たすけあい募金に係る助成要領

1 目的

児童養護施設、障がい児施設等に入所・通所する児童並びに里親に養育されている児童等の健全な育成に資するとともに、心身に障がいがあり、経済的な問題を含めて自立を目指す救護施設、授産施設に入所・通所する者を支援することを目的に助成する。

(児童とは、児童福祉法による乳児・幼児・少年で満18歳に満たない者をいう。)

2 助成対象となる施設・団体

児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、障がい児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、救護施設、授産施設、大分県里親会、大分県ファミリーホーム協議会などで、1年以上運営、活動の実績があるもの。

3 助成対象事業

上記2の対象施設・団体に入所、通所または在宅する児童等が必要とする物品の購入(書籍・学用品・パソコン・衣類等)

4 助成額

「物品の購入に要した経費」と「下記の人員に3,000円を乗じて得た額」を比較して少ない方の額

- ① 物品購入時の実員数
- ② 実員数が定員数を上回る場合は、定員数
- ③ 実員数が定員数を下回る場合は、実員数

5 その他

- (1) 募金額の状況に応じて、1人当たりの助成額を調整する場合がある。
- (2) 募金額が見込みを上回り残余が生じた場合は、二次助成として、大分県母子寡婦福祉連合会の会員が養育する児童のうち来年度小学校・中学校・高等学校に入学する者を対象に助成することとする。

6 申請方法等

- (1) 助成金交付申請書の提出・助成決定通知

- ① 助成を受けようとする施設・団体は、「令和4年度NHK歳末たすけあい募金助成金交付申請書(様式1)」を、11月30日(水)までに本会に提出すること。
- ② 助成決定の内示は、申請内容を確認し、12月9日(金)までにFAXにて連絡する。

- ③ 助成の決定は、12月16日(金)までに通知する。
- ④ 施設・団体は、助成決定の内示後、物品を購入する。

(2) 助成事業完了報告書等の提出

施設・団体は、物品を配付後、下記書類を1月16日(月)までに本会に提出すること。
(施設・団体へ一斉送金するため厳守)。

- ① 助成事業完了報告書(様式2)
添付書類…品物購入先の請求書・領収書の写し、品物の写真
- ② ありがとうメッセージ(様式3)
品物の写真、配付時・使用時等の写真を添付すること。
- ③ 請求書(様式4)

(3) 助成金の交付・領収書の提出

助成金は、原則として、助成事業完了報告書、ありがとうメッセージ、請求書等の提出後、関係書類審査のうえ、1月31日(火)までに指定口座に振り込む。

振込確認後、領収書(様式5)を本会あて2月13日(月)までに提出すること。

7 赤い羽根共同募金のPR

助成金により購入した物品がパソコンやCDラジカセなどの機器の場合、下記ロゴを「赤い羽根シール」として機器に貼ること。

※「赤い羽根シール」が必要な場合は本会までご連絡ください。



<問い合わせ・送付先>

〒870-0907 大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館3階
社会福祉法人 大分県共同募金会 (担当:大塚)

TEL: 097-552-2371

FAX: 097-552-6250

Eメール: otsuka@oita-akaihane.or.jp

R4 NHK歳末歳末たすけあい募金に係る助成事業の
申請～決定、完了報告の流れ

申請団体

大分県共同募金会

